資料4

討議用資料

「地方自治体における情報システム（児童扶養手当）の標準化に関する調査研究」

自治体分科会（第1回）事務局提出資料

② 検 討 論 点 編

2021年11月17日

目次

１．自治体構成員様からの意見集約状況	3
２．本分科会で個別協議が必要な事項	6

１．自治体構成員様からの意見集約状況

【自治体構成員様からの意見集約状況】業務フロー／機能要件／帳票詳細要件

自治体構成員様から頂いたご意見を4つに分類しており、本日は主に#1の10件について協議させて頂きたく存じます

対応方針

- 自治体構成員様から頂いた意見を、以下の表の通り分類しています
- **本日は、「#1. 分科会にて議論が必要なもの」について、議論させて頂く予定です**
- #2～#4については、本分科会後にご確認頂き、追加のご意見・確認事項等があれば各資料にご記載ください
  （詳細は、本分科会資料①全般編の「今後のご依頼事項」をご確認ください）

#	分類	業務フロー	機能要件	帳票詳細要件
1	分科会にて議論が必要なもの （ご指摘に対して他自治体様のご意見を伺った上で対応案の検討が必要なもの。但し、自治体様にて詳細な確認を要するものを除く。）	2	6	2
2	ご指摘内容に対して追加確認が必要なもの	36	38	38
3	ご指摘に対して対応はせず、事務局より背景・意図等をご回答するもの	12	65	112
4	ご指摘の通り対応するもの	33	76	285
合計		86	188	442

本日協議させていただきたい事項：10件

【意見への対応方針】追加提供帳票

初回の検討会後に、自治体構成員様よりご共有いただいた追加帳票については、その帳票の性質を踏まえて、下記方針にて原則対応することを想定しております。（各帳票に対する個別の対応方針については、別紙5-3にて記載しております）

対応方針

- 自治体構成員様よりご共有いただいた、<u>101件の追加帳票を分類し、分類毎に標準仕様書（案）へ反映していく方針を検討</u>しました
- 反映の方針は、下記の3方針に整理しております
  - A) 帳票要件まで原則定める
  - B) 帳票要件は定めず、機能要件にて言及する
  - C) 機能要件、帳票要件を定めない

（※下記対応の他、機能要件における決済機能の検討結果を踏まえて対応する決裁書類があります）

追加帳票への対応方針

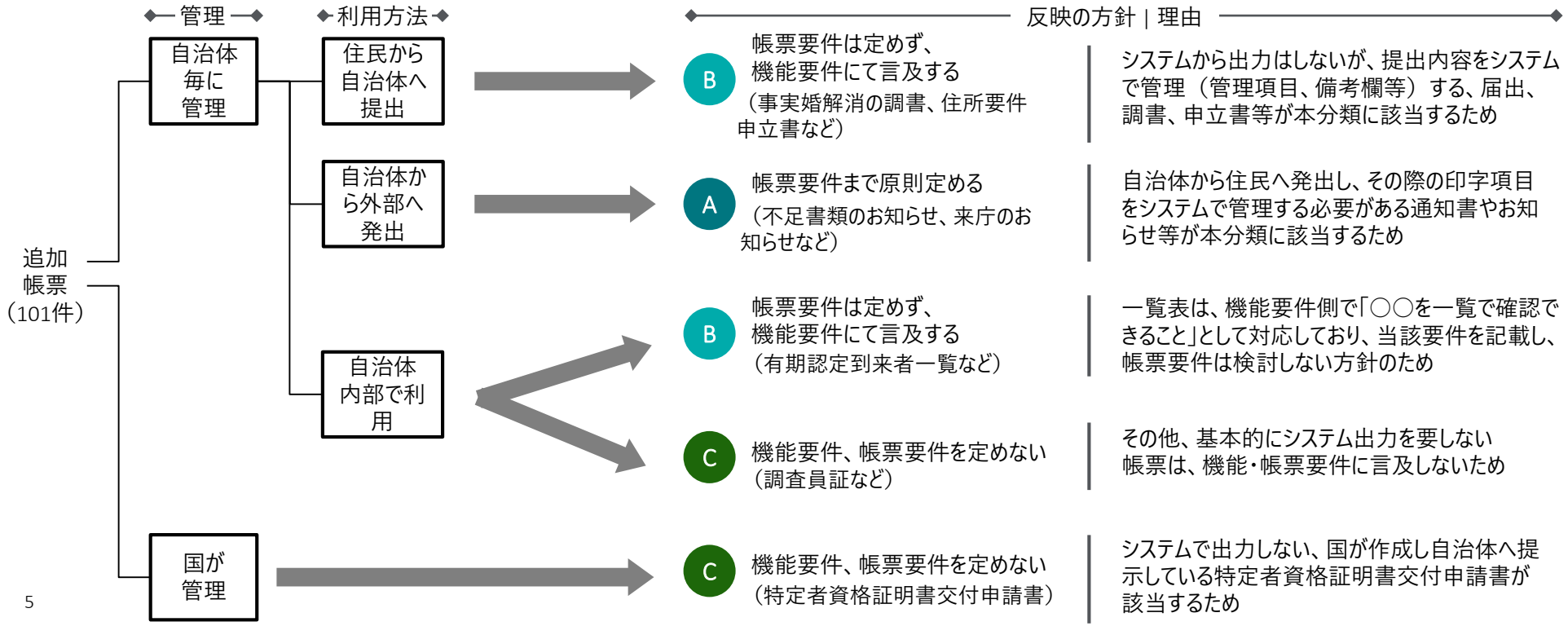

２．本分科会で個別協議が必要な事項

本分科会で個別協議が必要な事項

自治体様からいただいた意見のうち、複数の自治体共通のご意見等、分科会の中での協議が必要と考えられる事項を選定しました。本日の分科会にて、個別協議を実施する事項は下記の通りです

#	対象事務	対象要件	論点
1	事務共通	機能要件	窓あき封筒の形式に対応した宛名状の出力を必須機能として記載することでいかがでしょうか
2	事務共通	機能要件	住記と連携して取得する「世帯情報」とは別に、「児童扶養手当用世帯情報」を管理する必要はありますでしょうか
3	事務共通	機能要件	事実婚の解消に関する調書に記載されるような、受給要件等の審査に係る情報をシステム上でどのように管理すべきでしょうか
4	事務共通	機能要件	各種一覧表等の実装方法について、どのように機能要件に記載するべきでしょうか
5	事務共通	帳票要件	補正命令に係る文書は、帳票要件として定義するべきでしょうか
6	新規認定請求	帳票要件	施行規則第三条の五に定めのある「所得状況届」をシステムから出力する帳票とすることでいかがしょうか
7	市外転入/転出	業務フロー	児童扶養手当都道府県（市等・町村）事務取扱準則の規定そのものの変更を検討するべきでしょうか
8	額改定	機能要件	額改定手続きに際し、現状業務レベルとして一つにまとめている、児童増員・減員に係る額改定の処理を、分けて記載することでいかがでしょうか
9	手当支払い	業務フロー	手当支払業務において、手当支払後に支払通知書を受給者へ送付することでいかがでしょうか
10	返納・債権管理	機能要件	返還請求及び債権管理の機能を実装必須とするべきでしょうか

個別協議事項 1

対象事務	事務共通	対象要件	機能要件

宛先を指定した条件に該当する対象者について、宛名シールに加えて、窓あき封筒の形式に対応した宛名状の出力を必須機能として記載して問題ないか、について協議させてください

意見内容

- 現在、共通機能として記載のある「宛名シール」は、プリンタの紙詰まりを誘発しやすいため、それのみを標準とするべきではないと考える
- そのため、「宛名シール」だけではなく、「窓あき封筒に対応した形式での宛名状」についても、出力できることとしたほうがよい

論点

窓あき封筒の形式に対応した宛名状の出力を必須機能として記載することでいかがでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 機能要件上、児童扶養手当共通「帳票出力機能」には、各種帳票の受給者への発出に係り、その書類を封入した封筒等へ貼付する宛名シールに関して、下記記載をしている

「宛先を指定した条件に該当する対象者の「宛名シール」を出力できること　■帳票詳細要件　宛名シール■ 」

対応案

- **窓あき封筒に対応した形式の「宛名状」についても、標準的に備える機能として、機能要件へ記載**
- **加えて、帳票要件については、窓あき封筒に対応した形式の「宛名状」を追加**
- 自治体の状況に応じて、「宛名シール」もしくは「窓あき封筒に対応した形式での宛名状」を選択可能とすることが望ましいため、**オプション機能として記載**

個別協議事項 2

対象事務	事務共通	対象要件	機能要件

住記上の世帯とは別に、児童扶養手当用の世帯情報を管理する必要があるかについて、協議させてください

意見内容

- 「住記世帯とは別に児童扶養手当用世帯情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること」という要件を追加すべき
- 児童扶養手当の処理上、例えば法第9条にいう「生計同一の扶養義務者」を判定する際は、仮に住民票上別世帯であっても、同一住所（同居）であれば原則として生計同一とみなしているので、「住民票同一世帯であるかどうか」と「同一住所か否か」とは分けて考える必要がある

論点

住記と連携して取得する「世帯情報」とは別に、「児童扶養手当用世帯情報」を管理する必要はありますでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 機能要件上、世帯情報は以下の通り他システムの情報を照会して表示する旨を記載しており、児童扶養手当独自に世帯情報を管理することは定めていない

  「児童扶養手当システムに登録されている受給者の世帯情報一覧を確認できること
  ※１. 他システムを照会している場合は、照会しているシステムの情報を表示」

対応案

- 他自治体様のご意見も同様であれば、**児童扶養手当用世帯情報を、住記上の世帯とは別に管理**することとする
  （**実装必須**）

個別協議事項 3

対象事務	事務共通	対象要件	機能要件

事実婚の解消に関する調書に記載されるような、受給要件等の審査に係る情報をシステム上でどのように管理すべきか、について協議させてください

意見内容

- 事実婚状態でないことは、児童扶養手当受給の要件適否を定めるにあたり重要な要件である
- 各自治体では、システム外帳票として、事実婚の解消に関する調書等により受給要件の審査に係る情報を把握している
- 本内容を、システムにて漏れなく確認するための機能が必要ではないか

論点

事実婚の解消に関する調書に記載されるような、
受給要件等の審査に係る情報をシステム上でどのように管理すべきでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 現在、事実婚の解消に関する調書について記載された情報は、特段システム側の管理項目とはせず、システム上の各受給者の備考欄等にて入力されていると認識

対応案

- 各自治体が用いている、**事実婚の解消に関する調書に類する帳票を踏まえて、システム側の管理項目を追加**

個別協議事項 4

対象事務	事務共通	対象要件	機能要件

各種一覧表の出力方法について、どのように機能要件に記載するべきか

意見内容

- 機能要件における、各種一覧の実装方法に関する「○○の一覧を確認できること」の要件については、CSVでの出力等の具体的な方法について定義するほうがよいのではないか

論点

各種一覧表等の実装方法について、どのように機能要件に記載するべきでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 現在の標準仕様書（案）における、一覧等の実装方法は、下記例のように「○○の一覧を確認できること」として記載している

例）認定者、認定却下者、保留通知対象者に関する情報を一覧で確認できること

対応案

- 本標準仕様書における「一覧を確認できること」の要件には、**紙、データでの出力機能や画面上での表示機能を含むことを意図**している（先行する障害者福祉・介護保険の標準仕様書（案）に準ずる）
- 他方で、現状の記載では意図が伝わりづらいため、補足として、「一覧を確認できることとは、紙、データでの出力機能や画面上での表示機能を含み、ベンダー任意で実装するもの」である旨を記載
- また、一覧確認を行う対象項目については、**システムで管理している項目を漏れなく抽出できるよう注記する**（機能要件におけるEUC機能の要件に準ずる）

個別協議事項 5

対象事務	事務共通	対象要件	帳票要件

「補正命令」の帳票を定義するにあたり、自治体でどのように「補正命令」を行っているかご確認したい

意見内容

- 「保留通知書」という名称の様式は本自治体では用いておりませんが、児童扶養手当事務処理マニュアルの49ページに下記記載とありますので、当該補正命令を行うに当たっての文書について定義し、標準仕様書に反映させるのが妥当かと思います。

  「認定請求書に添付書類が不足している場合、文書でもって申請者に対し補正命令を出すことになる。この場合、期限を明示するとともに、期限内に正当な理由がなく、補正がない場合には申請を却下する旨を記入すること」

論点

補正命令に係る文書は、帳票要件として定義するべきでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 補正命令に係る文書は、帳票要件として定義していない

事務局検討方針

- 「補正命令」に係る文書を**必須帳票として追加**する
  （事務処理マニュアルに記載があるため、必須とする）
- なお、「保留通知書」は、提出書類等に不備があった際に、不備が解消するまで手続きを保留にする旨を通知する帳票となり、補正命令とは別の目的となる
- 提出いただいた追加帳票に「補正命令」と思われる帳票は含まれていなかったため、**各自治体でどのように補正命令を出しているか**確認したい

個別協議事項 6

対象事務	新規認定請求	対象要件	帳票要件

施行規則第三条の五に定めのある「所得状況届」をシステムから出力する帳票とすべきかについて、協議させてください

意見内容

- 所得情報の記載について、受給資格者の負担軽減を図るため、所得状況届はシステム出力とすべき。

論点

施行規則第三条の五に定めのある「所得状況届」をシステムから出力する帳票とすることでいかがしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 施行規則第三条の五に定めのある「所得状況届」は、本検討会のいずれのベンダでもシステム帳票として実装していない

（参考）
施行規則 第三条の五
七月から九月までの間に法第六条の規定による認定の請求をした者は、児童扶養手当所得状況届（様式第五号の五）に、
…（省略）…これを手当の支給機関に提出しなければならない。

対応案

- ご意見を頂いた自治体様以外において所得状況届をシステム出力する必要性が低いのであれば、**オプション帳票として定義する**

個別協議事項 7

対象事務	市外転入／市外転出	対象要件	業務フロー

今年度においては、まずは現行の制度・規則等を変更しない範囲で標準仕様案の検討を進めることを想定しております

意見内容

- 市外転入／市外転出において、「受給資格者台帳の写しを転入元・先の自治体間で（紙文書によって）やり取りする」という方法自体がデジタルファーストの原則に則していないため、「児童扶養手当都道府県（市等・町村）事務取扱準則」の規定そのものを見直すべきではないか
  ※紙文書のやり取りではなく、例えばクラウドを介して自治体間で情報共有できるようにするとか、あるいは受給資格者台帳の記載項目をすべてマイナンバー制度において用いる情報とし、自治体間で情報照会（提供）する体制を整える、等

論点 児童扶養手当都道府県（市等・町村）事務取扱準則の規定そのものの変更を検討するべきでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 市外転入があった際は、（転出先自治体の依頼を受けて）転出元自治体から転出先自治体へ受給資格者台帳を送付する業務フローとなっている

対応案

- ご指摘の通り、デジタルファーストの原則に則してご指摘の点も検討すべきではあるが、**今年度においては、まずは現行の制度・規則等を変更しない範囲で検討をする**

個別協議事項 8

対象事務	額改定	対象要件	機能要件（仕様全般に係る）

額改定手続きに際し、現状事務レベルとして一つにまとめている児童増員・減員に係る額改定の処理を、分けて記載するかどうか、について協議させてください

意見内容

- 手当の対象となる児童の数が増えたことを理由とする「額改定請求」は申請として、数が減った際の「額改定届」は届出として処理することから、この2つは行政手続上性質が大きく異なる
- 特に、「額改定請求」（児童増）の場合、当該児童の親（受給者が母の場合は、児童の父）と受給者とが事実婚の状態でないことを慎重に審査する必要がある等、手続きの流れが特殊となるため、2つの事務は分けて記載をすべきと考える

論点

額改定手続きに際し、現状業務レベルとして一つにまとめている、児童増員・減員に係る額改定の処理を、分けて記載することでいかがでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 第1回検討会後にお示しした、標準仕様書（案）素案においては、額改定の事務を、児童増員・児童減員双方をまとめて、一つの事務レベルとして記載

対応案

- 他自治体様のご意見も同様であれば、**額改定を、児童増員の際の「額改定請求」・児童減員の際の「額改定届」の2つの事務に分け、それぞれで業務フロー・機能要件を作成**
- 特に、両者の事務の差分となる、審査の有無、管理項目の差異等が分かるよう留意する

個別協議事項 9

対象事務	手当支払	対象要件	業務フロー

手当支払業務において、手当支払後に支払通知書を受給者へ送付すべきかについて、協議させてください

意見内容

- 手当支払いにおいて、口座振込を行った対象者への個別の通知等は行っていない

論点

手当支払業務において、手当支払後に支払通知書を受給者へ送付することでいかがでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 手当支払の業務フローでは、手当支払後に支払通知書を受給者へ送付するフローとなっている

対応案

- ご指摘の通り、手当支払の都度、支払通知書を受給者へ送付するといったことは、多くの自治体では実施されていないことが想定されるため、削除する

（支払通知書自体は、未支払請求の業務にて使用）

個別協議事項 10

対象事務	返納・債権管理	対象要件	機能要件

返還請求及び債権管理の機能を実装必須とすべきかについて、協議させてください

意見内容

- 児童扶養手当の過誤払により返還金債権が生じた際には、手当の支給機関である自治体は、返還金発生及び債権管理に係る処理を行うが、その事務処理は自治体の財務に関する規則等の規定によるものと思われ、個々の自治体により処理の流れはかなり異なるものと想定される（当自治体では、内払調整以外の債権管理を児童扶養手当システムにて行っていない）
- よって、返納・債権管理について「児童扶養手当システムにおいて必ず実装すべきもの」として定義することが適切でないのではないか

論点

返還請求及び債権管理の機能を実装必須とするべきでしょうか

標準仕様書（案）素案の現状

- 機能要件上、返還請求（請求書払い）及び債権管理の一部の機能については、実装必須として定義している

対応案

- 返還請求及び債権管理に係る処理が、自治体内の規定等によっており、処理の流れが大きく異なるのであれば、返還請求及び債権管理の機能をオプション機能とする

  ※他方で、自治体によっては返還請求及び債権管理の処理を児童扶養手当システムで行う必要があることも想定されるため、機能としてはオプションとして残しておく

EOF